

新法における手話奉仕員養成事業実施に対する要望について（回答）

- 提出者：鳥取県ろうあ団体連合会、鳥取県ろうあ団体連合会中部支部
- 受付日：平成24年11月30日
- 回答日：平成24年12月28日

1. 手話奉仕員養成事業の実施について

【回答】福祉課（電話22-8118）

平成25年度より中部圏域1市4町において手話奉仕員養成事業を実施するために予算化を検討しています。

2. 指導者について

【回答】福祉課（電話22-8118）

手話の技術だけでなく、聴覚障がい者の生活やそれを取り巻く背景等、当事者でないとわからない実情等も含めて伝えていただくことにより、人材育成ができるものです。鳥取県ろうあ団体連合会のご協力とご指導をいただくことにより手話奉仕員養成事業の充実を図っていきたいと考えています。

3. 指導者の養成について

【回答】福祉課（電話22-8118）

手話奉仕員養成事業の中には指導者養成の予算も計上しています。手話奉仕員養成事業を実施するうえで、指導者の養成も合わせて実施してまいります。

4. 特定非営利活動法人コミュニケーション支援センターふくろうとの連携について

【回答】福祉課（電話22-8118）

平成25年度より手話奉仕員養成事業につきましては、中部圏域1市4町で特定非営利活動法人コミュニケーション支援センターふくろうに委託する予定です。特定非営利活動法人コミュニケーション支援センターふくろうは、既に中部圏域におきまして、聴覚障がい者コミュニケーション支援事業、聴覚障がい者生活支援事業を委託しています。今後におきましても、鳥取県ろうあ団体連合会、特定非営利活動法人コミュニケーション支援センターふくろうと連携しながら手話奉仕員養成事業の委託と合わせて、聴覚障がい者の支援体制の充実を図っていきたいと考えています。